



流山市監査委員告示第10号

随時監査（学校事務）の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和6年6月6日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

藤井 俊行





第 4 号様式

流 教 総 第 3 9 号

令和 6 年 5 月 1 0 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長

田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 6 年 2 月 1 5 日付け、流監第 1 2 5 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和6年2月15日・流監第125号	
監査の種類別		随時監査（学校事務）	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
おおぐろの森中学校	意見	切手の購入日と切手受払簿の日付が一致しない日があった。購入したその日に切手受払簿へ記載することを今一度徹底し、やむを得ず記載できなかった場合は購入日を併記するなど改善を図られたい。	切手の購入日に確実に切手受払簿に記入するようにし、管理職の確認作業を行っている。やむを得ず記載できなかった場合は購入日を併記するなどの改善を図った。
おおぐろの森中学校	意見	一部の薬品について、現物と台帳の残量が符合しなかった。薬品の種類や計量時の条件等により生じた誤差であるとの説明であったが、使用している電子はかりの最大計量が500グラムであり、量り切れないことがあることを確認している。より計測可能重量が大きい電子はかりを使用し、一度の計量で重量管理を行えるようにするなど、適正な管理に向けた対策を検討されたい。	令和6年度予算にて、電子はかりの最大軽量が6100グラムのものを購入し、同じ計量器で統一して管理ができるようにする。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。